

環境省「温暖化対策税」導入構想に対する石油連盟の見解

1. 「地球温暖化対策推進大綱」では、「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」により、節目毎に既存の地球環境対策の効果を定量的に評価したうえで、必要に応じて適切な対策を検討することが基本方針となっている。
この基本方針に照らせば、経済産業省と環境省の共管として本年度改正された「石油石炭税」を含め、毎年約1兆円規模の予算が投じられているにもかかわらず、地球環境保全対策の具体的効果が不明であるなど、使途の再検討を含めて、現在取り組んでいる各種対策を徹底して実施することが重要である。
こうした真剣な対応なしに、新たな負担を強いる大規模な税に頼ることは本末転倒である。
特に、CO₂排出量が増加している民生部門の省エネ対策など適切な措置が十分に講じられていない中、「初めに税ありき」で論議すべきでない。
2. また、今回の「温暖化対策税(案)」自体にも、幾つかの大きな問題点がある。
 - (1) エネルギー価格の引き上げを通じたCO₂排出抑制効果は、極めて少ない。
 - (2) エネルギーコストの増加は、わが国の国際競争力を低下させ、産業の空洞化にも繋がる。また、途上国への生産誘引が進むことになれば、地球温暖化防止に逆行しかねない。
 - (3) 税収の使途に関しても、その補助金の対象範囲や規模を検討するにあたって、補助金投入によるCO₂排出削減効果が環境省の試算通りとなるかは、予測が極めて困難で、結果的に補助金投入が単なる税金のばら撒きに終わる虞がある。
また、税収を森林整備財源に充当する(案)になっているなど、「受益と負担の原則」からも逸脱している。
 - (4) わが国の石油諸税は、巨額かつ高率であり、消費税の単純併果など不合理な税体系となっているほか、温暖化対策財源は石油石炭税で確保済みであり、新税の議論の前に、現行石油諸税の仕組みや使途などの抜本的見直しが先決である。
また、既に高水準となっている石油諸税に、更に新税を上乗せするとすれば、産消対話において、中東を中心に産油国から非難される虞が高い。
3. いずれにしても、わが国としては、新たな税を課す議論の前に、京都議定書にロシアが未だ批准せず、発効していない現状の評価を行うことや、京都議定書以降の対策、すなわち2013年以降の対策に関し、米国や発展途上国が参加できる枠組み作り等について、わが国が環境先進国としてのリーダー・シップをとりながら、外交努力を傾注することが先決である。